

平成22年 4月19日
中国四国産業保安監督部

保安管理体制が不適切な電気保安法人に対する嚴重注意について

平成22年4月19日、中国四国産業保安監督部は、保安管理業務を適確に遂行する体制が整備されていない電気保安法人である有限会社ジェイワイに対して、嚴重に注意するとともに、所要の対応を求めました。

1. 当部は、平成22年1月、有限会社ジェイワイが保安管理業務を受託している事業場に対して、電気事業法に基づく立入検査を実施した結果、月次及び年次点検等の保安管理業務が適切に実施されていないことが判明したため、同年2月、同社に対して保安管理体制及び保安管理業務の実施状況等について報告を求めました。
2. その結果、同社は、保安業務従事者が雇用されておらず同法施行規則第52条の2第2号に規定する電気保安法人としての要件に適合していないことに加え、年次点検の不履行など、保安管理業務の実施状況が不適切であることが確認されました。
3. このため、当部は、同社に対して嚴重に注意するとともに、適確な保安管理業務の遂行が不可能な状態であるため、保安管理業務を受託している事業場との委託契約の速やかな解約等所要の対応を求めました。

本件に関する問い合わせ先
中国四国産業保安監督部 電力安全課
電話 082-224-5742